

## 議案第58号関連資料 明石市市税条例の一部改正について

### 1 改正目的

令和6年度より国税である森林環境税を個人住民税と併せて賦課徴収する必要があることから、明石市市税条例の一部を改正し、規定整備を行います。

併せて、令和5年度税制改正における地方税法等の一部改正に伴い、所要の整備を図ります。

### 2 概要

#### (1) 森林環境税の賦課徴収の開始

森林の有する公益的機能を維持・増進する観点から、森林環境税及び森林環境譲与税が創設されました。このうち、森林環境税（年額1,000円）については、令和6年度より個人住民税均等割と併せて賦課徴収を行うため、必要な規定整備を行うものです。

なお、東日本大震災からの復興に関する加算措置として、平成26年度より臨時的に個人住民税均等割が増額（年額1,000円）されていましたが、この措置が令和5年度で終了するため、納税者の実質的な負担額に変更はありません。

#### (2) 軽自動車税（種別割）に係る減額措置の適用期限の延長

軽自動車の所有者に対して課税される種別割のグリーン化特例について、より環境性能に優れた車の普及を促進する観点から、減額措置の適用期限を3年延長（令和5年4月1日から令和8年3月31日までの取得分に適用）します。

なお、減額措置は、対象となる車を新規取得した翌年度に限り適用されます。

#### (3) 長寿命化に資する大規模修繕工事が行われたマンションに係る固定資産税の減額

管理計画の認定を受けたマンションで、長寿命化工事を行い一定の要件を満たすものについて、市で定める割合で固定資産税を減額する制度が創設されたため、3分の1減額とする措置を講じるものです。

なお、減額措置は、長寿命化工事が完了した翌年度に限り適用されます。

#### 【対象となるマンション】

- ① 築後20年以上が経過している10戸以上のマンションであること
- ② 長寿命化工事を過去に1回以上適切に実施していること
- ③ 長寿命化工事を適切に実施するために必要な修繕積立金が確保されていること

#### 【対象となる工事】

令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に完了した長寿命化工事  
（屋根防水工事、床防水工事及び外壁塗装等工事）

#### 【減額割合】

対象マンションの住宅部分に係る固定資産税を3分の1減額（1戸あたり上限100㎡）

#### (4) その他地方税法の改正に伴う規定の整備

### 3 施行期日

上記2（1）は令和6年1月1日施行、その他は公布日施行